

第4期中期目標期間における 大学機能強化のための自己点検・評価に関する基本方針

令和3年12月21日
教育研究評議会

第3期中期目標期間の自己点検・評価

文部科学省に置かれる国立大学法人評価委員会では、平成28年度からの第3期中期目標期間の評価においては、「各法人が強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築し、機能強化が図られたかという視点が重要である」としていた。このことを踏まえ、国立大学法人は、自ら定めた年度計画の実施状況について、毎年度、自己点検・評価を行い、その結果を「業務実績報告書」として取りまとめ、文部科学省に置かれる「国立大学法人評価委員会」に提出し、評価を受ける必要があった。

そこで本学では、担当理事を主体とする関係委員会（事務局担当部署）は、実施基準日（中間：12月1日、年度末：3月31日）における年度計画の実施状況について、自己点検・評価を実施のうえ課題や改善点等を整理するとともに、その解決に向けて新たな方策を策定し、それを実行することにより自主的・自律的な改革・改善を行うよう次年度計画に反映させていた。

平成28年度からは上記により自己点検・評価を行ってきたが、この制度には次のような課題があった。

【課題】

- ・自己点検・評価による課題や改善点の整理・検討が不十分なものが見受けられた。
- ・自己点検・評価で明らかになった重要課題等が次年度計画に反映されていないものが見受けられた。

第4期中期目標期間の自己点検・評価に関する文部科学省からの通知等

第4期中期目標期間の自己点検・評価については、文部科学省の関係委員会や通知により以下のこと（一部抜粋）が示されており、留意する必要がある。

「第4期中期目標期間における国立大学法人中期目標大綱」

IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

✓外部の意見を取り入れつつ、客観的なデータに基づいて、自己点検・評価の結果を可視化するとともに、それを用いたエビデンスベースの法人経営を実現する。併せて、経営方針や計画、その進捗状況、自己点検・評価の結果等に留まらず、教育研究の成果と社会発展への貢献等を含めて、ステークホルダーに積極的に情報発信を行うとともに、双方向の対話を通じて法人経営に対する理解・支持を獲得する。

「国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて～社会変革を駆動する真の経営体へ～最終とりまとめ」（国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議 令和2年12月25日）

✓ 国立大学法人は、国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況等の積極的な公表により情報発信を行うとともに、それぞれが自らの取組について自己評価を毎年度行い、その中で、社会や市場など国以外のステークホルダーの視点も取り入れ、充実・強化を図ることとする。

第4期中期目標期間の自己点検・評価

（1）年度プランの策定

担当理事を主体とする関係委員会（事務局担当部署）は、第4期中期目標期間の1年目に、全学の中期目標・中期計画達成の工程となる6年分の年度プランを策定する。関係委員会で策定した年度プランについて、副学長・副理事が役割分担により確認を行う。その後、総長・理事は審議を行ったうえで、必要に応じて関係委員会へ指摘・助言を行い、指摘・助言を受けた関係委員会は再度検討する。企画委員会は、修正版の年度プランについて審議し、策定する。

なお、関係委員会は、毎年度、策定した年度プランの実施状況について自己点検・評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて年度プランを修正できるものとする。

（2）自己点検・評価の実施

第3期中期目標期間の自己点検・評価における課題や第4期中期目標期間の自己点検・評価における文部科学省の通知等を踏まえ、第4期中期目標期間においては、以下の手順により、全学の中期目標・中期計画・年度プランについて自己点検・評価を行うこととする。

1) 担当理事を主体とする関係委員会（事務局担当部署）は、毎年度1回、中期計画・年度プランの進捗状況の自己点検・評価を実施する。また、課題や改善点等がある場合は整理を行い、その解決に向けた新たな方策を年度プランに盛り込むよう第4期の当初に策定した年度プランを修正し、それを実行することにより、自主的・自律的な改革・改善を行う。（2月中旬から4月上旬）

なお、関係委員会が中期計画・年度プランの修正を行うに当たって、総長・理事は必要に応じて、年度プラン策定後に発生した事象や将来構想の共創・協働制度による対話等により明らかになった大学として解決すべき重要課題等を関係委員会に提示することができるものとする。

2) 関係委員会の自己点検・評価の結果及び総長・理事が提示した大学として解決すべき重要課題等に対する新たな解決方策を盛り込んだ修正版の年度プランについて、副学長・副理事が役割分担により確認を行う。その後、総長・理事は審議を行ったうえで、必要に応じて関係委員会へ指摘・助言を行い、指摘・助言を受けた関係委員会は再度検討する。（4月中頃から5月下旬）

3) 自己点検・評価の総括を大学評価委員会、教育研究評議会、経営協議会で審議する。また、修正版の年度プランを企画委員会で審議する。（6月）

4) 自己点検・評価の総括を多様なステークホルダーへ情報公開する。（6月下旬）

また、部局は、自己点検・評価に係る業務負担の軽減を図りつつ、部局の状況に応じた方法により、部局の中期目標・中期計画の進捗状況を確認する。

(3) 客観的なデータ・資料の蓄積

担当理事を主体とする関係委員会（事務局担当部署）は、客観的なデータに基づいて、自己点検・評価の結果を可視化し、それを用いたエビデンスベースの法人経営が実現できるとともに、4年目及び6年目終了時の国立大学法人評価及び認証評価において第三者に明確に説明できるよう、毎年度、正確な関連データ・資料の調査・蓄積・分析を行う。

なお、関連データ・資料の蓄積については、毎年度の自己点検・評価時に行うものとする。

(4) 大学機関別認証評価

大学機関別認証評価については、「学生支援、学生の受入及び施設設備の内部質保証に関するガイドライン」「教育の内部質保証に関するガイドライン」（令和3年5月10日 大学評価委員会決定）に基づき、受審の前年度までに、別途、教育、学生支援、学生受入、施設設備についての総合的な自己点検・評価を行うものとする。